

# 令和4年第1回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年1月20日(木) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一  
2 番 山 本 長 栄  
4 番 新 田 善 男  
5 番 舛 澤 誠 一  
6 番 細 川 仁  
7 番 堂 屋 剛  
8 番 木 村 正 美  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦  
雫 石 藤 村 博 志  
雫 石 福 崎 公 博  
雫 石 徳 田 雅 博  
御 所 吉 田 光 彦  
御 所 米 澤 晃  
御 所 川 口 英 敏  
御 所 細 川 健 一  
西 山 高 橋 浩 之  
西 山 柿 木 一 明  
西 山 山 田 裕 明  
西 山 松 本 光 正  
御明神 南 野 久 晃  
御明神 木 村 久 雄  
御明神 夷 森 和 人  
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農業委員 3番 松ノ木 睦男、9番 山崎 忍  
推進委員 西山 朝賀 重雄、御明神 伊藤 庄一

5 議案

- 第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
- 第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊  
係 長 高 橋 直 也  
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員9名、推進委員16名、計25名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和4年第1回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては4番、新田善男委員、11番、坂下千枝子委員、福崎公博推進委員、夷森和人推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告を福崎公博推進委員をお願いします。

福崎 推進委員

農地転用完了の番号1について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、旧上長山小学校から北東へ約500m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、会議録署名人には2番、山本長栄委員、11番、坂

下千枝子委員、書記には事務局の高橋係長及び川村主任を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計7,908㎡について、令和2年3月27日付けで、〇〇が農地法第5条による一時転用の許可を受け2年間〇〇を実施しているものですが、農繁期(5～9月)に周囲の田圃から地下水が侵入し掘削場の水位が上昇し、掘削・埋め戻し作業が出来なかった事、並びに当初、〇〇区域として計画していたが奥の水田への通路として確保し〇〇しなかった部分について、転用区域から除外するため事業期間の1年間延長と面積の縮小をしようとするものです。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を4番、新田善男委員にお願いします。

4番 新田委員 現地調査全般についてご報告いたします。1月13日、第2班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。全ての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き農地転用事業計画変更の番号1について報告いたします。場所は総会資料の15ページにあります『農転計画変更：〇〇・〇〇』となっている所で、詳細な位置などは別冊資料の1～4ページで、〇〇から北へ約1kmの場所に位置します。こちらは令和2年2月の総

会で審議され、許可になった3月から2年間の計画で〇〇が〇〇を行っているものですが、事務局から説明があったとおり、作業の遅れから一年間延長したいという事や申請面積の一部に縮小があるという事で現地を見て参りました。現地確認の当日は作業を休んでおり、表土が数か所に盛られて入り口部分を除き〇〇は終了しており、事業区域の一部が〇〇されたまま埋戻し作業が終了していない状況でした。3年まで一時転用は可能ですので現地の作業の進み具合から、現地確認班としては期間の延長は止むを得ないものと見て参りましたが、委員皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

8 番 木村委員

5月から9月は農繁期で作業出来ないとの事で、秋から今の時期に作業しないと結果になるのでは。現地調査時には作業をしていなかったとの事で、現在は雪がありますが、作業はしているのでしょうか。作業が出来ないとしても、一年間延長しても変わらないのでは。

事務局

現在は休止中です。雪が解けてから作業するとの事です。

8 番 木村委員

この場所だと雪が消えるのが遅いと思うので、あまり作業出来ないのでは。そしてまた水が溜まるのでは。

事務局

〇〇の期間は2年間となっていますが、一時転用は最大3年までのので最大期間まで延長し、それまでには終わりたいとの事です。

8 番 木村委員

今年の春に、どのくらい進むのかある程度の目途がつくでしょうか、期限までにきちんと終われるよう指導をお願いします。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「挙手多数」

議 長

挙手多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田5筆、畑4筆、面積計54,791㎡について、と農業者年金継続受給のため使用貸借の更新をしようとするものです。以上説明いたしました案件に係る調査書を6ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認報告を11番、坂下千枝子委員にお願いします。

11番 坂下委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の15ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、こちらは申請箇所が点在しておりますので資料でご確認下さい。詳細な位置などは別冊資料の5～8ページをご覧下さい。本件は農業者年金に係る使用貸借の再設定でございますが、適正に利用されておりましたので再設定後も問題なく利用されるものと思われまます。

議長

現地確認報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田7筆、面積計6,217.87㎡、

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積324㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものです。

番号3、〇〇が所有する畑1筆、面積2,752㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積145㎡です。非農地となった事由は、昭和40年頃に農地転用が必要な土地とは知らず、町道から自宅への進入路として整備し、現状のとおり宅地として利用しているとの事です。以上説明いたしました案件に係る現地確認書を12ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊に

てこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認報告を夷森和人推進委員にお願いします。

夷森 推進委員

番号1について、ご報告いたします。場所は総会資料の11ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんが所有する宅地に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の9～12ページをご覧下さい。現地は今回願出するにあたり進入路として利用している部分を分筆し、杭が立っておりました。昭和40年頃から農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となつてから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よつて、議案第4号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、朗読をもって説明とさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に

係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和4年1月20日、雫石町農業委員会」

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

不祥事が続けて発生したという事ですが、いつの事の話なのか、もう一度お願いします。決議の2番目で「法令遵守を徹底するための研修等を開く」との事ですが、現在、具体的にどのようなことを開くのか、決まっていれば教えてほしいです。

事務局

まず、令和元年10月に2件発生しており、農業委員会会長及び、元農政課長が農地転用で虚偽の申請を出して農地の売買を行ったのが1件、もう1件は農業委員会会長が収賄の疑いで逮捕との事です。それを受けまして、その年の農業委員会の会長集会で「毎年、全国の農業委員会でこういった決議をするように」との事で、それから毎年1月に実施しています。研修については昨年も同じような質問がありましたので、今年はこのあとに研修をする予定です。

事務局

担当から説明したとおり、令和元年12月付で県の農業委員会から「申し合わせ決議を年に1回以上実施するように」と通達されています。そのなかで「研修等を開く」としていただきますので、本日、綱紀肅正に係る研修として、動画を10分弱観ていただく予定です。

8番 木村委員

なるべく分かりやすい研修をお願いします。

事務局

委員の皆さんは特別職の地方公務員となりますので、そういった立場から法令遵守等に十分気を付けて下さいという事での研修となりますので、よろしくをお願いします。

議長

他にございませんか。



(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原  
案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「挙手多数」

議 長

挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いた  
しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもち  
まして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和4年1月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委  
員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 1 月 20 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 11 番

---

2 番

---